（政令第四十九条の二第五号の固定資産の所有者を特定するための措置）

第十条の二の十四　政令第四十九条の二第五号の固定資産の所有者と思料される個人又は官公署に対してとる所有者を特定するための措置であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるもののいずれかとする。

一　当該個人（未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含む。次号において同じ。）に対する書面の送付

二　当該個人への訪問

三　官公署に対する書面の送付その他の措置

第十条の三（見出しを含む。）中「第四十九条の二の二第一項」を「第四十九条の四第一項」に改める。

第十条の七の三第一項中「社会福祉法」の下に「第六十八条の二及び」を加え、「（同法」を「（それぞれ同法」に改める。

第十条の十四を削る。

第十条の十五（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二項ただし書」を「第三百四十九条の三第一項ただし書」に改め、同条を第十条の十四とする。

第十条の十六を第十条の十五とする。

第十一条の見出し及び同条第一項中「第五十二条の二の二第二項」を「第五十二条の二の二第三項」に改め、同条第二項中「第五十二条の二の二第二項第一号」を「第五十二条の二の二第三項」に改め、同条第三項を削る。

第十一条の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第五項」を「第三百四十九条の三第四項」に改める。

第十一条の三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第六項」を「第三百四十九条の三第五項」に改める。

第十一条の三の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第八項」を「第三百四十九条の三第七項」に改める。

第十一条の四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第八項」に改める。

第十一条の十四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十七項」を「第三百四十九条の三第二十六項」に改める。

第十五条の四の二第二項中「第五十二条の十三の三第四項」を「第五十二条の十三の三第五項」に改める。

第十五条の九第五項第二号中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改め、同条第九項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第十一項の表第五項第二号の項中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。

第十五条の十一中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。

第十六条の二の三の見出し中「の提出」を削り、同条中「第八条の四」を「第八条の四第二項」に改め、「第四百六十九条第一項」の下に「（第三号又は第四号に係る部分に限る。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八条の四第一項の規定は、法第四百六十九条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等が保存すべき書類について準用する。

第十六条の十二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　政令第五十四条の二十第二号に規定する総務省令で定める施設は、卸売業者が生鮮食料品等を保管する施設のうち卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）第七条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設とする。

第二十四条の五の見出しを「（政令第五十六条の二十九の施設）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　政令第五十六条の二十九第二号に規定する総務省令で定める施設は、卸売業者が生鮮食料品等を保管する施設のうち卸売市場法施行規則第七条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設とする。

第二十四条の三十九第一項中「としている」を「その他の方法が規定されている」に改め、同項第四号の次に次の三号を加える。

四の二　法第七十一条の十第二項の納入申告書の提出

四の三　法第七十一条の三十一第二項の納入申告書の提出

四の四　法第七十一条の五十一第二項の納入申告書の提出

第二十四条の三十九第一項第七号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「としている」を「その他の方法が規定されている」に改める。

第二十四条の四十第一項及び第二項中「としている」を「その他の方法が規定されている」に改める。

附則第二条の八（見出しを含む。）中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十一項」に改める。

附則第二条の九（見出しを含む。）中「附則第九条第二十三項」を「附則第九条第二十二項」に改める。

附則第三条の二の二第二項第一号中「第六十三条の二第一項」を「第六十三条の三第一項」に改める。

附則第三条の二の五中「経済センサス基礎調査規則」を「旧経済センサス基礎調査規則」に改める。

附則第三条の二の十二を削る。

附則第三条の二の十三（見出しを含む。）中「附則第七条第十二項」を「附則第七条第十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十二とする。

附則第三条の二の十四（見出しを含む。）中「附則第七条第十五項第二号」を「附則第七条第十四項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十三とする。

附則第三条の二の十五（見出しを含む。）中「附則第七条第十五項第三号」を「附則第七条第十四項第三号」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の十六の見出し中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同条第一項中「附則第十一条第十三項に規定する適格特例投資家限定事業者」を「附則第十一条第十二項に規定する適格特例投資家限定事業者」に改め、同項第二号中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同条第二項中「附則第十一条第十三項第二号イ」を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の十七（見出しを含む。）中「附則第七条第十九項」を「附則第七条第十八項」に改め、同条を附則第三条の二の十六とする。

附則第三条の二の十八（見出しを含む。）中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十項」に改め、同条を附則第三条の二の十七とする。

附則第三条の二の十九の見出し及び同条第一項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十八とする。

附則第三条の二の二十の見出し及び同条第一項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十三項第一号」を「附則第七条第二十二項第一号」に改め、同条を附則第三条の二の十九とする。